

土砂の埋立てに関する法整備について

東海部会提出

(理由)

現在、全国各地で建設残土を主とする土砂の不適正な埋立てが行われている。静岡県東部の富士山麓地域においても同様の事案が多発し、豪雨等による土砂の流出や崩落により、住民の財産が被害を受ける事態が発生している。

土砂の埋立てに関しては、既存の法律では規制が不十分なため、地方公共団体では、土砂の適正な埋立てが行われるよう独自の条例を制定し、規制や行政指導等を行っている。

しかしながら、不適正な埋立てを行っている者は、条例を遵守するという意識が低く、また、条例の罰則は地方自治法の上限規定が存在するため、抑止力が不十分であることから、事態は沈静化に向かっていない。

よって、国においては、このような状況を一日も早く解消し、地域の豊かな自然環境の保全、住民の安心安全な生活を確保するため、土砂の発生、運搬、埋立て等、一連の行為に関わる悪質な行為に対し、罰則強化を含めた法整備を早急に進めるよう強く要望する。